

## 第1回 福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会【議事要旨】

1. 開催日時 令和5年5月29日（月）10：00～11：45
2. 開催場所 アクロス福岡 608会議室
3. 出席者 進藤委員、田中委員、豊福委員、山下委員（五十音順）
4. 傍聴者 4名
5. 議事概要

### ◇ 開会

- ・開会のあいさつ（経済観光文化局観光コンベンション部長）
- ・委員紹介
- ・事務局紹介

### ◇ 委員長及び副委員長の選任

「福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会設置要綱」第4条の規定により、委員長及び副委員長を委員の互選により選出。進藤委員の推薦により、委員長は山下委員、副委員長は田中委員に決定。

### ◇ 福岡市観光振興条例の施行状況について

資料に基づき、「福岡市観光振興条例について」、「福岡市の観光を取り巻く現状」、「これまでの観光施策の成果」について、事務局より説明

### 質疑・意見交換

【委員長】それでは、ここで委員の皆様からのご質問の時間を取りたいと思います。本検討委員会では、観光振興条例の施行状況を検討する必要があるということで、条例の施行状況の検討の趣旨、それから福岡市の観光を取り巻く現状、また条例の趣旨を踏まえて実施してきた、これまでの観光施策の成果について、事務局から説明があったところでございます。今の説明の中で、ご不明な点やご質問があれば、よろしくお願いたします。

それでは、私からで恐縮ですが、資料7ページの宿泊施設の数を見ると、宿泊施設の数減ったんだけど部屋数が増えたということですね。これはどういう状況か少し補足説明できますか。

【事務局】2018年から2022年の推移というところで、宿泊施設数につきましては、2020年の577軒をピークに減少傾向で2022年は513軒となっております。一方で、客室数につきましては、2020年が3万5,589室だったところが3万8,000室余となっているところでございます。こちらは、やはりコロナの期間を経まして、比較的小規模な施設等の廃業が進んだのではないかと考えられます。一方で、いわゆるビジネスホテルであったり、比較的客室数を有する施設につきましては、建設が進んだことにより、このような状況になっているものと考えております。

【委員長】既存のホテルが少し設備投資して部屋数を増やしたというよりも、新しいホテルも割と開業して、その中には部屋数も結構大きなホテルがあったということですね。コロナ下においても、福岡にはビジネスチャンスがあると思っている事業者が、かなり多いということですよ。宿

泊税の導入にかかわらず、福岡へのポテンシャルを感じてる会社・企業は結構あったということな  
んだらうと思いました。ありがとうございます。

【委員】大きく2つほど質問させていただきたいと思います。1つは、12 ページに書いているこれま  
での観光施策の方向性ですが、これは大きく3つ示されていて、これに即して施策の評価をされて  
いるというのは十分よくわかります。その上で、さらにもう少しお聞きしたいというのは、例えば  
19 ページ、20 ページのところに、宿泊税充当事業の一覧が示されていて、これはこれで極めて客  
観的で冷静に分析されていて、よく理解できると思うんですが、市民向けに宣伝という意味も込め  
て、こういうものに宿泊税を充当しました、というものを少しピックアップして表示するようなこ  
とをされた方がいいのではないかという印象があります。

また、ここで宿泊税充当事業の一覧として示されているものは、文字どおり宿泊税のみが充当さ  
れているのか、それとも、いわゆる一般財源からの補填も幾らかあるのかお尋ねします。やはり、  
一般財源として充当するというのは、どちらかという今までの市の観光施策として、継続的に一  
貫してされてきたもので、比較的ベーシックなものに支出がされてきたと思うんですが、それに加  
えて観光を促進するために、宿泊税収入を得た上でこういう事業をするんだ、という事業の必要性  
と申しますか、特徴のようなものがあるのかどうかという点で、そこは少し明確にした方がいいよ  
うな気がします。特に一般財源からの観光施策への投入金額及びその内容と、宿泊税として投入し  
たもののがどういふふうな関連があるのかというのは、もう少しどこかで明示がされた方が、市民  
としても理解がしやすいのかなという思いがあります。これが大きく1点です。

もう1点は、私が宿泊税にいろんなところで関係させていただいた中で、地域毎で随分とイメー  
ジが違うな、ということで非常に印象に残っているのは、3つの方向性のうちの「地域や市民生活  
と調和した持続可能な観光振興の推進」に関連してです。例えば、23 ページの今後の残された課  
題なんかを拝見しますと、基本的には、それぞれの地域の魅力や特性を活かした観光資源の発掘・  
開発という点で今後も課題がある、というようなことを中心に書いていらっしゃる。京都もご  
存知のとおり宿泊税があって、宿泊税制度を作るときの委員会の議論もそうでしたし、今もなお、  
そうだと思うんですが、ここで言う「市民生活との調和」について、京都の問題意識としては、交  
通の混雑だとか、ゴミとか騒音とか、そういった市民の通常の生活の侵害にならないような、観光  
は観光で結構なんだけれども、もう一方では安定的で、静かな生活を確保するというのをかなり  
意識しています。例えば、京都のバスの内部に貼っているビラを見ますと、大型のスーツケースは  
持ち込んでくれるなど、それはちゃんと預けて手ぶらで観光するか、タクシーで観光してくれとい  
うことを書いています。それがいいのか悪いのかというのは、それも地域特性だと思うんですけれ  
ど、京都の場合は、本当に観光客、とりわけ外国からの人も多くて、大きなスーツケースを持ち込  
むケースが結構あるんですよね。そうすると、市バスなんかでは、大きなスーツケース持ち込まれ  
たら、普通の人にとってはちょっと利用がしにくい状況になります。福岡市が言っている「地域や市民生活  
と調和した持続可能な観光振興の推進」に挙げる問題意識の中には、今私が申し上げたような市民  
生活との調和といった問題意識があるのかをお尋ねします。これからインバウンドがもっと増え  
てくる場合を意識して、市民生活との調和という点での問題意識や課題設定の上でどのように考  
えられていらっしゃるのかというのをお聞かせいただけたらと思います。

【委員長】ありがとうございます。2点あって、1つはアピールの仕方ですね。これは私も少し問題意

識があつて、宿泊税によって新たにできた事業と、既存事業にさらに追加して拡充させた事業と、2つ方針があるということでしたので、この辺りをどのようにわかるようにするかというところがあります。今、宿泊税を活用した事業の報告書というのを、ホームページにPDFで出していますけれども、ここでもそこまで、これを宿泊税によってしました、というのは少しわかりづらいところもあるかな、というふうにも思うので、その辺りを事務局からご説明お願いします。

**【事務局】** 19 ページ目と 20 ページ目に記載しております宿泊税充当事業一覧ということですが、こちらにつきましては、委員がおっしゃるとおり、あくまで宿泊税を活用した事業の一覧のみを記載しているものでございます。市民の皆様へのお伝えの仕方、事業者の皆様へのお伝えの仕方につきましては、既にしっかりと取り組んでいるようなところではございますが、一般財源を活用して実施している観光振興事業に加えて、宿泊税があるからこそできる事業とのバランスといたしますか、一般財源があり、それに加えて宿泊税あるからこそ、こういったものができるということをわかりやすく、お見せしていく工夫が必要かなと考えております。

**【委員長】** 海外では、こういう税収があつたからこういうインフラ整備ができたとか、そういうものをDMOのレポートなどで、子供からお年寄りまでわかるようにイラストやアイコンでわかりやすく出していたりするので、アピールは重要だと思います。

他の事例をご存知であれば、委員にお聞きしたいんですけど、観光施策で宿泊税を活用した事業と、一般財源である事業というのは、明確に分けた方がアピールしやすいんでしょうけれど、既存事業の拡充というのが非常にわかりづらいので、結局のところ、全ての事業はこうでした、というふうに見せざるを得ない状況です。そこは事務局に見せ方を検討してもらったらいと思うんですけど、宿泊税を活用した事業と既存事業の拡充ではない基本的な部分については、明確に分けたほうがいいかどうか、この辺りはどうなんでしょう。

**【委員】** 宿泊税というのは、基本的には法定外目的税として作られているもので、要するに国が作った地方税法という一般法というものではない、地方税に法定されたもの以外であるということと、もう1つは、目的税という位置付けにあります。目的税の反対のものとして普通税というものがあり、使い道を指定するか指定しないかという点で目的税と普通税という区別があるわけです。目的税を作る時の最初の位置付けといたしますか、お約束としては、こういう目的のために作りますということを、一般的に明示をした上で税制度を作りますので、通常の一般財源からの支出として賄うものとは別に、それに上乗せする格好で、あるいは一般財源では必ずしも十分できないものをより強化するために何かをするという特別性のようなものをある程度示した方が納得性という点ではいいと思います。

ただいま申し上げましたように、19 ページ、20 ページに役所としては極めて正確に整理をし、このように発表するというのは非常に重要なことだと思うんですが、このことと、それを市民にわかりやすくアピールするというのは、ちょっと次元が違う話なので、ある程度の配慮が必要じゃないかという、そのぐらいの意味で申し上げました。

**【委員長】** これは国内の他の都市でも十分できていると思えないので、海外の事例を参考にするといいですね。海外の見せ方はすごく参考になると思うので、引き続き研究していただければと思います。もう1つご質問があつた、市民との調和、ある意味でのサステナブルツーリズムという視点だと思うんですけど、これは福岡市として、事業を実施するにあたっての理念的なものや、

ポイントになるものがあるのかというところをご説明いただければと思います。

【事務局】持続可能な観光振興ということで、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」というものを挙げておりますけれども、先ほど委員の方からご質問がありました、市民生活への影響等の配慮というのを意識しているのかどうか、ということですが、結論から申しますと、意識をして進めているところでございます。23 ページの残された課題のところに記載しておりますが、最後にある、「インバウンドの本格的な再開を見据えた観光客のマナー向上や市民生活に配慮した取組み」ということで、今、市内の交流人口は国内外とも増えておまして、やはり委員がおっしゃったような混雑であったりとか、そういったものも見受けられるところでございますので、そこに対するマナー向上であったり啓発はしっかりと行っていきたいと考えております。また、地域の隅々まで観光の効果が波及するというのが大事だと考えておりますので、商店街の活性化であったりとか、観光案内ボランティアについても市民の方々に観光案内をしていただくわけなんですけれども、そういったものにもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

参考資料5の「観光・MICE推進プログラム」は第2期になるんですけれども、こちらの方ではKPIとしまして、市民の方々が観光客を受け入れたいかというマインドを指標化した上で、どういう数字になっていくかを追っていきたくて考えておりますので、観光客の方々だけではなくて、豊かな市民生活といったところにも着目した上で、施策の方を推進して参りたいと考えております。

【委員長】福岡はやはり住みやすい街というもう1つのブランドがありますので、観光振興が進むことによって、こちらのブランドが傷つくようでは、本末転倒になるということもありますから、かなり慎重にやっていく必要があるでしょうし、観光客が増えると宿泊施設の宿泊料の高騰だったりとか、バス代の高騰によって市民の人たちの旅行の機会が非常に制限されたりとか、少し前ですとクルーズ船が増えてバスが増えると、バス代が高騰して修学旅行のバス代に影響があって、いろんな学校行事に影響が出るという話も聞いたことがありますし、この辺りのバランスというのはすごく難しいのかなと思います。そこをフォローしていくような、ちょっと先を見据えた施策が必要ではないかと感じました。

【委員】先ほどの成果というのは、宿泊施設に対してもそうですし、お客様に対して周知徹底をぜひお願いしたいです。例えばマリンメッセB館の整備は、宿泊税がどれぐらい使われたとか、もっと細かいところについて宿泊施設は興味があって、そういう意味では宿泊施設に対しても、そしてお客様に対しても、しっかり理解を得られるような周知を継続してお願いしたいと思います。

それで、福岡市の観光振興条例というのを改めて見ましたときに、宿泊施設としては、やはり第6条と8条、資料でいうと2ページですね。第6条の生産性の向上、これについては、このコロナ下で様々な補助をしていただきました。随分と感染予防というようなことはできたと思っています。もう1点、「観光振興に寄与する人材の育成」というところですが、1つは、今、育成だけではなく確保というところも非常に課題としてありますから、こういったところにも、もう少し力を入れていただきたいなということです。

それからもう1つは第8条です。「地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進…」云々とあります。客室稼働率が2月は74.3%ということですが、直近の4月でいきますと、実はもう80%を超えていて、そういう意味では、コロナ前に戻ってきたわけです。また、この5

ページの宿泊観光客と日帰り観光客というところでは、コロナ前は全体では2,100万人ぐらいで、そのうち宿泊観光客は確かに増えてはっています。そこでやはり観光資源の発掘などに力を入れていただいて、この福岡を拠点として九州に誘客する、という話もありましたけれども、福岡に着いて、そこからすぐ動くということではなくて、拠点として1回福岡に泊まっていたかどうかということに、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

**【委員長】** 宿泊税の周知に関しては、様々な工夫がいろいろありますので、引き続き検討していただくという事でよろしくお願ひします。それからお話にあった人材の確保ですね。採用コストなどは非常に負担が大きいと思いますので、この辺りをどうフォローするか、生産性という意味では、DX化などがありますけれども、宿泊税を徴収していただく重要な役割を担っておられる宿泊施設さんということですので、人材面でのフォローは拡充していく必要があるかな、と思いました。

地域の魅力を再発見して、もっと泊まってもらうという話でいうと、これは多分1人当たりの旅行消費額とか、そういったところを見ていくというKPIもあるのかな、というふうに思いますので、数というよりも1人当たりの単価とか、滞在時間とか、この辺もしっかり見ていく必要があるように思いますけれども、この辺りについて事務局から一言あればお願ひします。

**【事務局】** 確かに福岡市内の魅力ある観光資源をたくさん回っていただいて、滞在時間を延ばすということであったり、もう1泊していただくというところは、非常に重要な取り組みになってくると考えております。そのためにも、福岡城を夜歩けるように園路証明の整備を行っていたりとか、今年の7月には、春吉橋迂回路橋上広場で、夜間のイベント等も開催する予定としておりますので、そういったものをうまく活用しながら、しっかり回遊と消費を促進していきたいと考えております。

それをどう見ていくかというところでございますけれども、1つ目の「九州のゲートウェイ都市機能強化」のところで、ビッグデータの説明をさせていただきましたけれども、そこで人の動きを可視化しております。また、過去にはクレジットカードで消費の傾向を分析するといった取り組みも実施しておりますので、そういったものを踏まえて、その傾向を事業者の皆様フィードバックさせていただくということが大事じゃないかと考えております。

**【委員長】** その他、いかがですか。

**【委員】** 令和元年度に福岡商工会議所の方に出向してございまして、宿泊税導入当時に商工会議所としての意見を整理するため、宿泊施設にいろいろとヒアリングをさせていただいたという経験がございます。ヒアリングでは、導入するのであれば、使い方をはっきりさせて役立つようにしてほしいということであったり、先ほどお話に出た人材育成などについて、いろいろとご意見がございました。その中に、まさに今回のこの検討委員会の取り組みなんですけれども、使ったらどう役に立っているのかという効果検証をしっかりとしてくれと、いうご意見がございました。そういったことを踏まえると、宿泊税を何に使ったかということをお知らせするのは重要なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

**【委員長】** それでは続きまして、資料3の「今後の行政需要」についてご説明お願ひいたします。

資料に基づき、「今後の行政需要」について、事務局より説明

## 質疑・意見交換

【委員長】ただいま事務局からご説明がありました観光施策や行政需要という点について、皆様のご意見をいただければと思います。ちなみに先ほどの29ページの39億円というのは、このうちの宿泊税が18億円ぐらいという理解でよかったですでしょうか。

【事務局】こちらの約39億円というのは事業費ベースでございます。

【委員長】事業費約39億円のうち、宿泊税が18億円ぐらい平均的に充当されるイメージですか。

【事務局】令和5年で言いますと、18.5億円となっております。

【委員長】自治体としては、非常に大きな観光・MICE予算を持ちの福岡市ということになるわけですが、委員の皆様はご意見、ご質問があればお願いいたします。

【委員】29ページに事業規模のイメージがあります。一番大きいのが3つ目の「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」ということで27億円。先ほど観光振興条例の第8条のお話をさせていただきましても、まさにホテル・旅館業界としては、こういったところにしっかり宿泊税を使っていただいて、多くのお客様に来ていただき、宿泊施設も宿泊税の使途を理解して、お泊まりいただくお客様に対して説明ができることが重要になるんだろうと思います。この3つ目の事業規模が一番大きいですが、この辺りの細かい施策をぜひお願いしたいと思いますし、その中身について、もし、宿泊施設のヒアリングをする機会があるのであれば、その中で、さらにこういったことを推進して欲しいという具体的な意見がありましたら、ぜひ取り上げていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【委員長】この辺りは、かなり柔軟かつ細やかに施策をやってく必要があるという感じもしましたので、事務局はもう少し細かい資料でご説明できるでしょうか。

【事務局】資料としては現時点ではございませんので、丁寧なご説明ができるように心がけてまいります。

【委員長】特に宿泊事業者さんのご関心がある部分に、少しフォーカスしたような見せ方の工夫をしていただければと思います。

【委員】29ページの今の部分に関連してなんですけれども、先ほど申し上げたことと関係しますが、39億円というのは、18億円は宿泊税収入からで、残り20億ぐらいは一般財源から充当するという、こういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局】平年の行政需要が39億円で、税金を上回る部分はどうするんだということだと思いますけれども、そちらにつきましては、国庫補助であったりとか、市債であったりとか、その他の財源をしっかり活用していきたいと考えております。

【委員】今おっしゃったその他というのは、地方税収入として一般財源から得たものというよりは、市債とか国庫補助とか、そういったものを想定してるというご趣旨ですか。

【事務局】ご認識の通りでございます。

【委員】そこまで意識する人が、どれだけいるのかはわかりませんが、資料の表題に「今後の宿泊税充当事業」とある場合、18億を超える部分は何なのかというのは、少し丁寧に示された方がいいと思います。それが明示されない場合は、多くの方は、今私が申し上げましたように、福岡市民から徴収した住民税や固定資産税から持ち出すつもりではないかというふうに考える傾向があると思うので、そこは少し丁寧な説明をした方が、誤解が少ないような気がします。

【委員長】私もちょっと同様な認識を持ちました。この辺りはもう少しわかりやすくお願いします。

【事務局】市民の皆様への見せ方であったり伝え方というところで、誤解を招かないような形でしっかり伝えるように努めて参りたいと考えております。

【委員】クルーズ船が急に増えだした時に、バスによる混雑で福岡タワーや大濠公園など、市内のいろんなところで市民生活に影響があったということがございました。それから、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が行われた時は、地域の皆様方から、交通規制によって生活に影響があったというようなご意見もいただきました。先ほどの29 ページの観光施策は、私の立場としては全部必要だと思っただけですが、市民生活との調和というのは、非常に大事だなという、やはり市民の人たちに歓迎していただけるような観光・MICE都市を作っていくといけないんだというのは、地域の皆様のご意見を聞いてつくづく感じました。ですからこの3つ目の「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」は、福岡市が観光・MICE都市としてやっていくからには、しっかりとお願いしたいと考えております。

【委員長】最近、外向けの情報発信と同じぐらいのパワーで、内向きのインナーマーケティングに力を入れていくというのが、世界的な傾向で、アドボカシーという言葉をよく使っています。3つ目はどちらかというと「受入環境整備」という項目だと思います。本来、持続可能な観光振興は3つの方向性の全部にかかる話ですから。3つ目は、受入環境整備の一つの方針としての市民生活との調和ということだと思いますので、「九州のゲートウェイ都市機能強化」にしても「MICE都市としてのプレゼンス向上」にしても、全てにおいてこの持続可能という視点が必要になるような気がいたしました。

続きまして、次は資料3の「宿泊税制度」について事務局からご説明お願いいたします。

資料に基づき、「宿泊税制度について」を事務局より説明

#### 質疑・意見交換

【委員長】ただいま事務局から、宿泊税の制度についてのご説明をいただきました。先ほどの観光施策に関する行政需要についての説明の中でも、この財源についての様々ご提言やご指摘がありましたが、そこも含めてご意見やご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。先ほど周知の問題等について話が出ていましたけれども、この辺りについて、特に宿泊施設から、何かお客さんとのトラブルだったりというのは、聞かないでしょうか。

【委員】お客様とのトラブルというのは特段なかったと思います。逆に制度設計時の考え方について、少し聞きたいんですが、金額が2万円未満とそれ以上というふうに固定されていますよね。この辺りの考え方というのは、制度導入当時に多分いろいろやられたんだと思うんですけど、例えば、宿泊施設の規模によっては宿泊料金がすごく安くて、その中での宿泊税 200 円というのが非常にお客様にとってはインパクト大きいというか、すごく値上げしたように感じる施設もあれば、そうじゃないということもあつたりするということだと、例えば率だったりで額を決めるという事もあると思います。別に今の制度が駄目だということではないですし、徴収する側としては多分、日々変動する金額の中で率でいくと、様々大変だとか、そういう意見があつたんだろうと思うんですけども、導入当時どうだったのかということをお聞きしたいです。

【委員長】改めてこの辺りの設定の経緯を、もう1回ご説明いただけますか。

【事務局】この金額の設定を定額にしている理由につきましては、先ほど委員の方からも言われましたように、日々変動する金額に一定の率を乗じて徴収するとなりますと、手続きが大変煩雑になるといっていただけます。基本的な考え方としましては、観光であったり、ビジネスであったりで来られる際の福岡市の行政サービスを受ける需要というのは、1人あたりではさほど大きく変わるものはないという観点から、こういった設定をさせていただいてるようなところなんです。先行事例でも、多くの自治体で若干区分が違いますが、福岡市と同様に定額という形で導入されているところでございます。

【委員長】委員から何かご意見ありますか。

【委員】今ご質問のあった点に関してですが、確かにおっしゃるように、宿泊税ないし観光税については、世界的に見ると、おそらく2通りの決め方があると思うんですね。1つは定額でいくら、というふうに決める決め方と、もう1つは、宿泊料金の何%という率で決める決め方があると思うんです。日本の各自治体で主流なのは、基本的に定額です。なぜそういう考え方になったのかというと、最初に東京都が宿泊税を導入する際に、基本的には宿泊客に対して、1泊につき100円というような制度を導入しましたが、そこで参考にした税制というのは、入湯税だと思うんです。

入湯税というのは温泉施設に入る場合に、1泊について標準的に150円徴収します。これは、1泊10万円の旅館に泊まろうが、1泊3万円の旅館に泊まろうが、1泊8千円の旅館に泊まろうが、標準的なものとして150円を入湯税として徴収するということです。何でそうなっているかというと、基本的には徴収義務を負わされている経営者である特別徴収義務者の負担を考慮して、便宜の観点からしたというのが1つの説明の仕方です。もう1つは、そもそも何で入湯税を定額で課すのかという場合に、単に宿泊をした旅館やホテルに対して支払う宿泊料金の大きさに目をつけたということでは必ずしもなくて、その地域を観光するということは、その人が例えば平均的な支出が3万円なら3万円分食べ歩きなど、観光のためにいろんな支出をするだろうということであったとすると、その地域の観光で3万円を消費する能力があるということに注目をして、その3万円のうちの大きな比重を占める宿泊施設において、それを徴収してもらおうという考え方です。ですから、本来は当該市町村の職員が、宿泊した人に入湯税を、あるいは宿泊税を払ってくださいというふうに言えばいいんですけれども、それは余りにも不合理だし、都合がよくないということで、理屈の上では、その地域において観光客が消費する能力がある、税負担能力の基礎があるというふうを考えて、そのうちの相当大きな部分を占めるであろう、ホテルや旅館等において、便宜的に宿泊税として徴収してもらおうという組み立てをしたんだろうと、おそらく理屈から言うとそうだろうと思います。

ちょっと極端な例で言いますと、宿泊料金の大小は原則として問題にしないというか、仮に福岡市において宿泊料金が、2千円の宿泊施設の場合でも、200円の宿泊税を払ってもらおうのは、2千円という宿泊料金の大きさに注目したというよりは、その人がその辺りをいろいろ観光したり、移動したりするのに2万円とか3万円とかそれぐらいの支払い能力があるんだということに着目して、それでいろいろ観光をしたり移動することによって、福岡市の住民ではない、つまり福岡市の税金を払っていないのに、福岡市の様々な公的な便宜を受け取っているのだから、ある程度の負担はしてもらいましょうということだろうと思うんです。



そういう点からすると、理屈から言うと、宿泊料金の大きさには基本的には左右されないし、かつ免税点も必要はないというのが基本だと思います。

一方で、北海道の倶知安町は、スキー等で外国からの富裕層を多く受け入れているみたいで、そういうところからすると富裕層の人に対して、例えば 10 万円であったら 10 万円の 2% を支払ってくれというような組み立てにしていますが、特別徴収義務者の方は、宿泊料金掛ける 2% の計算をしないといけませんから、その分だけ負担をおかけしているということもあるかと思います。

基本はある程度定額で、例えば 200 円なら 200 円で全てそれで通すというのが、ある意味では本来の姿かもしれません。ところが現実には、福岡市、それ以外の自治体もそうですけれども、2 万円というのを基準にして 2 万円より少ない場合には 200 円で、それを超える場合には 500 円という組み立てをして、京都市なんかはさらに 200 円、500 円、1,000 円という 3 つの区分にしている。これは私が先ほど申し上げたような一種の理屈というか理念というか、それはそれとして、多くの人のもう 1 つの感覚からいうと、より大きな経済能力のある人には、より大きな負担を求めたっていいじゃないかという理屈を、もう 1 つ別の判断基準として導入しているということです。宿泊税は、1 つの理屈からできてるかという現実的な要素も加味するし、必ずしもそうではない。

また、例えば、京都市の場合ですと、いわゆる修学旅行者に対しては、課税しない。一方で、福岡市の場合には課税はするけれど受入を促進するため、一部経費の支援をする。それはそれぞれの自治体のいろんな考え方があり得ます。理念的に言うと、先ほど申し上げました通り、修学旅行者であろうが、一定の税負担能力がある以上は、原則としては課税するのが、税の公平という点で言うと本来のあるべき姿です。

税というのは、たった 1 つの原理だけからできてるかというそうではない、ある種ミックスした考え方があって、この種の税については地域特性というのを反映するので少し複雑になっているということもあるかと思います。そういう点では、今私が申し上げましたように順番を追って説明をしないと理解しにくいところがありますけども、とりあえずは、本来の姿からいうと、最初に申し上げましたように、入湯税のような極めて単純なもののように、公共の利益を得る人がある程度は負担してくださいねというのが、もともとの出発点であったということかと思っています。

**【委員長】**福岡市での宿泊税導入当時の話ですが、金沢市が先行して導入していたのをベンチマークしまして、当時の福岡は、税額が 200 円と 500 円というのが金沢モデルでしたのでそちらを参考にしました。免税点を設けるかどうかの議論は結構ありましたけれども、徴収手続きが煩雑になるだろうということで、実際に京都市が行った宿泊施設向けのアンケート調査を見ると、やはり免税点のところは非常にわずらわしくて、これは大変だというような意見が出ていたので、私は個人的には、修学旅行者からも宿泊税はとって、補助するというパターンの方が一番いいのかなと思います。それから、住民から宿泊税を取るか取らないかという議論もありましたけれども、これもそこに課税免除を設けるとまた煩雑になるということでやめました。

今、全国的にもこの 200 円 500 円というのが 1 つのスタンダードとして一般旅行者にも浸透してきたという感じがいたします。全国の宿泊税導入を検討している自治体も、福岡の制度を見ています。福岡で工夫をしたのは、入湯税を 150 円から一律 50 円にしましょうということで、これも福岡が初めてやったことだったと思います。よく入湯税があるから宿泊税導入が難しいとおっしゃる自治体があって、入湯税自体が目的税としての役割を果たしてるかどうかという微妙なと

ころもあるし、宿泊税を導入するならば、もう入湯税をやめてしまうかという議論をしているところもあるぐらいですけれども、温泉の管理とかいろんなものにお金がかかりますし、温浴施設を併設してるホテルも増えましたので、福岡モデルとして、福岡が入湯税の部分を突破してくださっていたので、非常に良い事例だったと思っております。

【委員】宿泊税 200 円のうち、50 円は県が課税されています。福岡市には、コンパクトシティという特性があって、観光面では利便性が高いというメリットもあるんですけども、逆に奥行きが狭いがあるので、やはり都市圏や九州全体での周遊ということ、九州のゲートウェイ都市という形で、福岡市が周りとうまく連携して、都市の魅力を高めていくというのが大事だと思います。ですから、この県の宿泊税の使い方についても、しっかり連携していただいて、お互いにメリットが出るような形で今後も進めていただきたいと思います。

【委員長】これはすごく大事な視点です。福岡市で徴収している 200 円のうちの 50 円の県主体事業は一体どうなっているのか、やはり、場合によってはさらなる相乗効果を狙って連携する事業があっていいかなと思いましたが、この辺りはぜひご検討いただければと思います。事務局から何かありますか。

【事務局】宿泊税導入以降、市と県で実務的な協議と意見交換を行っておりますので、そういった中でしっかり県事業の使途であったり、そういったものを把握していきたいと考えているところでございます。

【委員長】皆様、他によろしいですか。事務局から様々ご説明いただいて、皆様からも、活発なご意見をいただきました。ありがとうございました。ちょうど今コロナからの回復にあたる大事な時期であったりですか、非常にダメージを受けておられる宿泊施設を中心とした観光事業者の雇用問題ですとか、そういったことも考えますと、引き続き財源というのは非常に重要になってくるのかなと思います。先ほど行政需要として、結構大きな 39 億円というお話もありましたけれども、宿泊税を活用して実施すべき事業が、かなりあるということを改めて感じたところですし、そのうちの 18 億円というのは非常に大きな財源ですから、これは成果をしっかりと見える化しながら活用していくということで、引き続き観光振興を推進いただければと思います。

先ほど各委員の皆様から、特に市民生活との調和の問題であったりとか、宿泊施設に対するケアであったりとか、そういう議論もありましたので、ぜひその辺りをしっかり踏まえて、宿泊税を活用した施策を実施していただければと思います。

この辺りは宿泊税制度を導入してまだ 3 年ということなので、もう少し様子を見ながらやっていくということかなと感じました。ただ、やはり宿泊事業者の声を聞くということは非常に重要になってきますので、個別にしっかりアンケート調査などをとって、意見を吸い上げていくことが必要かなと思います。先ほど少し触れましたけれど、京都の方では先行してアンケートを取られていて、いろいろと問題も出てきているようでございますので、そこをしっかりと解決するということが大事かなと思います。宿泊税制度導入前の平成 30 年に、福岡市でも導入にあたっての宿泊事業者の声ということで、アンケートを取られていると思います。その際に、宿泊税制度の導入により影響があると思いますかというふうにお聞きしたときに、大半は、特に影響はないんじゃないかということだったんですけども、その中でも 3 割ぐらいの方は影響があるんじゃないか、特にシステムの変更などは心配だ、というような意見もあったので、結果的に 3 年経ってどうだったかとい

うところはしっかり見ていく必要があるのかと思います。ぜひその辺りは次回の検討委員会までに、宿泊施設にご意見を聞いていただいた方がいいかなと思いますので、事務局にお願いしたいと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

【委員】この辺りはしっかりアンケートを取った方がいいと思っています。しっかり意見を聞いていただいて、次につなげていただければと思います。

【委員長】ということで皆様も次回はこういう形で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。では、次回までに準備を進めていただいて、またしっかり議論できればと思いますので事務局はどうぞよろしくお願いいたします。ということで、次回の検討委員会では、本日いただいた意見も踏まえまして、報告書の原案になるようなものを委員長案として作成してお示しをして、新たな資料も踏まえてご意見を伺いたいと思っています。そのような進め方を考えておりますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議事を終了させていただきます。本日は議事進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。では、事務局に戻します。

#### ◇閉会

- ・事務連絡